

令和3年度第2回浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会 会議録

会議名	令和3年度第2回浜田市人権教育・啓発推進基本計画策定委員会
開催日時	令和3年10月26日（火）午前10時00分～午前11時40分
開催場所	浜田まちづくりセンター 第1・2研修室
会議の担当	地域政策部 人権同和教育啓発センター
議 題	1 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第3次）の令和2年度取組状況について（報告） 2 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）素案について
公開・非公開	公開

【出席者】 大地本委員長、西田副委員長、寺田委員、馬場委員、矢口委員、坂東委員、田村委員、田畑委員、邊委員、河上委員

事務局：人権同和教育啓発センター 濱見所長、渡邊係長、中川指導主事

【傍聴者】 1名

議題1 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第3次）の令和2年度取組状況について（報告）

事務局

令和2年度の取組状況や実施主体について、資料により説明。

また、個別の人権課題のうち、「(8) 犯罪被害者とその家族」は、第3次基本計画で市の取組が弱かったものであり、公益財団法人島根被害者サポートセンターが主な相談窓口である。市の取組としては、相談窓口の周知や犯罪被害者週間の啓発に努めており、こうした現状を踏まえて第4次基本計画素案では表現を修正している。

委員

これらの取組は広報で知ることしかできない。広報以外にどのように周知が行われているか知りたい。例えば、人権の相談窓口があっても周知されていないし、チラシ配りをしてはなかなか知ってもらえず、せっかく機会があるのに相談に行っていないと思う。どこに行っていないかわからないと言われる人もいる。学校で行われる人権集会も良い取組であり、たまに広報に載っていることもあるが、知る機会がもっとあればいいと思う。若者はインターネットが使えるので市の活動を知ることできるが、高齢者は相談したくても相談先がわからないという話をよく聞く。周知方法について聞きたい。

事務局

行政の業務全般における課題であり弱いところだと思っている。広報紙は、興味の有無に関わらず市民全般に情報を届ける手段だと思う。市のホームページには、それぞれの事業を載せている。関係機関と連携して取り組むことは、情報をもって広報紙や市のホームページに載せている。興味のない人にも情報を届けて、参加することにつながる方法があればよいが、弱いところでもある。人権相談窓口については、法務局も周知不足と思われるようであり、

市としてはホームページのほか広報紙と別冊の情報カレンダーに開設日などを載せている。啓発などの記事は、年に1回載せるかどうかの頻度になると思う。その他、子ども、高齢者、女性など個別のイベントであったり、関係機関のイベントの周知をいつもできているかといえば、できていないのではないかなと思う。

委員

子育て支援課の関係で、ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」をやっている、困っている親から子どもを預かることもしている。せっかく支援制度や機会があるのに知らずに利用されない方もいる。それぞれの課で周知方法を考えてもらえると良い。

委員

この基本計画は、どこに何部くらい配っているか。

事務局

この基本計画は5年前に策定したものであり、その当時の配付状況について詳細は把握していないので即答できないが、策定委員の皆さん、それと市議会議員へは配付していると思う。その他、データとして市のホームページに掲載している。

委員

各課に配ったとか、そういう対応はされているか。

事務局

庁内の共有LANがあり、人権の計画を含め、様々な計画を掲載し、更新している。そこから閲覧又は検索できるようにしている。

委員

職員が見たかどうか確認できているか。

事務局

計画を策定したことの周知は必ず行うが、すべての職員が内容を見たかどうかの確認までは行っていない。

委員

前回の会議で、誰が見るのかという質問をしたら、市民全員という回答であった。市民に対してはどのようにしているか。

事務局

冊子を全戸配布することはできないので、市のホームページで周知をし、PDFデータで閲覧できる環境は整えている。

委員

いろいろな組織が実施主体となって、いろいろな角度で関わって取り組んでいることがわかった。関わりのある組織が一堂に会して方向づけをもって取り組んでいるのか、別の組織をつくって取り組んでいるのか、それぞれの組織が個別に取り組んでいるのか、あるいは人権同和教育啓発センターが舵取りをしながら取り組んでいるのか、そのあたりを聞きたい。

事務局

例えば、人権推進委員を各課に置いて定期的に集まるなど、そういった全庁的な組織はない。人権週間など、要所要所において市民に周知するとともに職員にも周知することは行っているが、この基本計画の勉強会をするなど全庁的な取組は行っていない。別の組織として副市長をトップとする浜田市人権・同和教育推進連絡協議会があり、いろいろな団体から参画してもらって、人権啓発なども行っている。庁内組織がないことで、基本計画をつくりっぱなしの状態になっていたことは否めない。

委員

前回会議で基本計画の検証が必要という意見もあったが、いろいろな組織が関わって取り組んでいるのであれば、年に何回かは集まって進捗管理をして、

事務局	<p>どこに課題があるのかを共有しながら進めたら、もっと効果が出ると思う。そういった組織をつくって取り組まれてはどうかと思う。</p> <p>第4次基本計画素案では、推進体制について新たに記載している。具体的な協議会等の名称についての言及はしていないが、推進体制についてはしっかり取り組んでいきたいということ、また条例について検討することも記載しているので、今後は条例設置による組織も考えられると思うので検討していきたい。</p>
議題2 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）素案について	
委員	<p>「②児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）などの理解促進」のところで、もっとわかりやすい言葉で書いてはどうかと思った。大人から子どもまで、まずは知ることから一歩ずつ進められたらよいと思う。</p>
事務局	<p>子どもの権利を大切にすることは、例えば学校現場でのいろいろな取組には当然に含まれてはいるが、「子どもの権利条約」について知る機会は少ないと思う。注釈などを入れてわかりやすく表現してはどうかと考えている。</p>
委員	<p>「国際人権規約」とあるが、これは「規約」でよいか確認してほしい。</p> <p>「2 計画策定の背景」の「(4) 本市における取組」で、障がい者差別解消条例（浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができまちなづくり条例）のことに触れていないように思える。市民が条例を見る機会は少ないと思うが、浜田市が条例に基づいて何をするのが問題。啓発や福祉教育の話になると思うが、地域福祉課と連携しながら、こういう条例があるということ載せて、市民に知ってもらいたい。</p> <p>「(5) 障がいのある人」の「②人にやさしく安心して暮らせるまちづくりの推進」のところで、様々な障壁として「制度上のバリア」について書かれていない。過去、聴覚障がい者は薬剤師になることはできなかったが、今はなることができる。制度によってやりたいことができないこともある。「制度上のバリア」を入れてほしい。</p>
事務局	<p>先ほど「子どもの権利条約」についての話があったが、条約は憲法に次ぐ位置づけで、国内法の上位にある。障がい者や高齢者についての条約もあると思う。条約を見る機会はほとんどないため、人権に関する条約について概要でも参考例でもいいから計画の後ろに付けてはどうかと思う。</p>
委員	<p>「ヤングケアラー」について、浜田市で何件くらい事例があるか件数を把握しているか。</p>
事務局	<p>件数は把握していない。</p>
委員	<p>もしあったら大問題だと思う。この基本計画はあくまで啓発の計画ではあるが、該当の有無について担当課で対応されたらよいと思う。</p>
委員	<p>前回の会議でも発言したが、「ヤングケアラー」の定義が明確でないことと、子どもが訴えることができるかどうか。把握方法について、子どもが学校に来</p>

	<p>ていないということであれば、なぜ来ないのかというところからスタートとして、聴き取りによって、家の手伝いのために行けないのか、学校に行きたくないからなのか、受け取る子どもの気持ちもあって、明確な基準がないところが難しい。実際、子どもが休んでいることに対しては関係機関が調査をする。その情報を共有する中では、少し家庭に対する負担が大きいと思われる報告もあるが、明確に「ヤングケアラーの状態である」と言い切る根拠が難しく、具体的な数字や、調査をするにしても明確な基準がない。ただ、そのような状態の子どもがいることを含めて、関係機関と対応している。「ヤングケアラー」という言葉が出る以前から、調子の悪い子ども、不安な子どもの相談体制と対応は、教育委員会、子育て支援課、児童相談所それぞれ協力して実施している。</p>
委員	<p>子どもが親等の介護をしなければならないなど、どのあたりから「ヤングケアラー」に該当するのか、基準をつくる必要があるのかもしれない。</p>
委員	<p>浜田市で基準を作ることはできないが、国や県からある程度基準を示してもらえれば、それに基づいた対応策も取れるが、今は少し難しい状況にある。</p>
委員	<p>「2 計画策定の背景」の「(4) 本市における取組」で、「市全体の連絡・調整を行う浜田市人権・同和教育推進連絡協議会を設置」とある。これは、人権と同和教育を併せた連絡協議会であるということでしょうか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
委員	<p>この連絡協議会は、定例的に毎年何回か開催されているか。</p>
事務局	<p>毎年 6 月頃に年 1 回の総会を開くほか、この連絡協議会主催の講演会を開催している。講演会については、広報紙、委員や各まちづくりセンターへの周知を行っている。</p>
委員	<p>この連絡協議会の構成団体は、議題 1 で報告のあった取組の実施団体なども入っているか。</p>
事務局	<p>まちづくりセンターなど一部該当する団体もある。いろいろな組織から 20 名程度で構成していたと思う。</p>
委員	<p>先ほどの意見で、一同に会する機会や組織をつくってはどうかという意見もあったので、この連絡協議会はどうかと思った。</p>
委員	<p>この計画を進めるには、大きな目標があって、進捗管理をすることが大切だと思う。そうであれば、「第三章 施策の推進」のところ、3 番目として進捗管理、推進管理という項目を入れて、それを議題としているいろいろな組織が集まって、取組や課題を情報共有する場があればいいと思う。</p>
委員	<p>前々から言われているようにチェック機能がないこと。進捗状況や今後の予定を議論する場があればいいと思う。</p>
事務局	<p>庁内の組織化、進捗管理をするための組織化については、重要な視点であると思っている。いままでこのような組織がなく、前回の会議でも進捗管理できていないという意見であった。どこまで進んでいるのかを全庁的に意識する必要があり、これをチェックする組織である。この場で明確な回答はできないが、</p>

	<p>組織化について内部で検討する。条例についても触れており、通常は市民の責務、行政の責務を規定するほか、組織化や業務について謳うなど、いろいろな方法が考えられる。進捗を管理する組織化についてはすぐに検討したい。</p>
委員	<p>今までの取組を見ると啓発や講師派遣であったりするが、職場や雇用の場の実際は、障がい者雇用などの問題もあるのではないかと。施策体系を見るとこの部分が弱いように思う。雇用を扱う組織に入って、いろいろな面で企業の課題であったり、啓発であったり、すべきでないかと思う。</p>
事務局	<p>企業向けの人権の啓発については、非常に弱いと思っている。職場の人権課題は、障がい者雇用を含め、パワハラやセクハラ、採用面接、外国人雇用など非常に広い。基本計画素案では、「1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進」の「③企業等にける取組」に書いてあることだけであるが、ここに力を入れていく必要があると思っている。ハローワーク等との連携も密にしながら、企業等における取組に力を入れていきたいと思う。</p>
委員	<p>企業向けパンフレットを商工会議所に持っていき、配ってもらった。法務局として、人権擁護員として、パンフレットを作成して、商工会議所から企業に配ってもらっている。浜田管内で、江津市や邑南町などでの取組も広がっているが、市との連携がうまくいっていないことや、配っただけでその後の聴き取りもしていないため、なにかいい方法がないかなと感じている。</p>
委員	<p>「障害者の権利に関する条約」の中で、大きな柱の一つが「合理的配慮の提供」である。合理的配慮の提供は、自治体は義務化されており、事業者は努力義務であるが今後3年以内に義務化される。合理的配慮はどういう意味で、どういうことが含まれるのか、普及していないと思う。これについてどこかで触れていただきたい。これがなぜ大切かという点、人権につながる話であるから。例えば、建物に入りたくても入れない環境にある場合に、ちょっとした工夫や改善でサービスを受けることができるので配慮しなければならない。訴えがない場合は、過剰になるので、合理的配慮ではないのでやる必要はない。当事者から訴えがあって、その訴えを受けた側は、高額な負担が掛からない場合はやらなければならない。啓発の意味合いで載せてほしい。</p>
事務局	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の中で「合理的配慮」という言葉が出てくる。この法律をもとに市でも条例を制定している。「合理的配慮」という言葉は、第4次基本計画素案にも注釈を含めて記載はしている。この言葉について、自分たちは研修等で学んでいるので知っているが、市民も知っているかという点啓発不足があると感じている。先ほどの意見を含め、更に追記したほうがよいか。</p>
委員	<p>ここに掲載されているのでこれでよい。</p>
委員	<p>議題1で報告のあった取組や計画などについて、周知がされていないという意見もあったが、市のホームページに行かないと見れないとか、周知はしていても市民は知らない状況にある。まちづくりセンターの取組を広報に載せる</p>

	<p>と、反応してもらえ方は高齢者が多い。若い方は広報を読まれずに、知らなかったという意見をよく聞く。若い世代には、スマートフォンなどを活用して周知しないと伝わらないと思う。「ヤングケアラー」についても、本人がそれに該当していると気付かないことについても、高校生くらいになるとスマートフォンを持つので、該当していることに気付いて相談につながることもあると思う。スマートフォンから市のホームページを見る方は少ないと思うので、フェイスブックやインスタグラム、SNSなど身近なツールで周知したらいいと思う。</p>
事務局	<p>行政の弱いところであり、いろいろとやっているが市民への周知方法に悩んでいる。スマートフォンの活用はできたらいいと思っている。情報伝達の手段として、例えば浜田市のアプリやSNSは一つの方法だと思う。浜田市の公式フェイスブックアカウントはないが、個別の事業ごとに、健康、環境、広報などのアカウントはある。強みとしては登録されている方にプッシュ型で情報が届き、弱みとしては未登録の方には情報が届かないこと。あらゆる手段による広報や周知方法については、全庁的な課題として検討する必要があると思う。</p>
委員	<p>「島根県人権施策推進基本方針」があり、第4次基本計画素案もこれに対応したつくりになっていると思われる。その中で、例えば「女性」に関する部分で、市では「①男女共同参画社会への意識づくり」としているところ、県では「男女平等等を推進する教育・啓発」としている。また、「子ども」に関する部分で、県では「子どもの貧困対策への取組の推進」が項目としてある。ただ、文面にはこれらのことも含まれているが、子どもの貧困などは社会問題化していることでもあり、項目として入れてもいいのかなと思う。あと「障がいのある人」に関する部分で、市では「①障がいに対する理解の促進」としているところ、県では「障がいを理由とする差別の解消の推進」とある。文面には含まれている内容であるが、目に留まりやすい形で項目として挙げてもいいのかなと思った。</p>
事務局	<p>「島根県人権施策推進基本方針」を踏まえて、再度確認する。</p>
委員	<p>先ほどの意見のSNSを活用した周知に関連して、子育て情報を発信する「ためまっぷ浜田」という掲示板があるので参考にしていきたい。</p>
委員	<p>議題1で報告のあった取組や実施主体は、基本計画には載らないか。</p>
事務局	<p>基本計画には、このような具体的な項目を載せる予定はない。前回の会議でも説明したが、この基本計画は大きな方向性を示す基本方針としての要素が強いこともあって載せないが、関係する課や機関の動きを把握したいという人権同和教育啓発センターとしての考えはあるので、基本計画とは別にまとめたいたいと思っている。</p>
委員	<p>別にまとめる資料の中で、相談場所や行事など具体的にわかるようにしてほしいと思う。</p>
事務局	<p>そのような方向で検討したい。</p>

委員

いろいろな問題を解決するには、この策定委員会に参画している各団体であったり、自分ごとと思っている方々が真剣にやって少しずつ解決していくことだと思う。その中で、進捗であったり、解決したことや課題として残っていることなど、具体的に取組んでいけたらいい。それと、自分の団体のことしか見えなくて置き去りにされていることもあると思うので、他の団体の意見を聞く機会もあっていいと思う。これについては、連絡協議会の中で共有するのもいいと思う。それと、相談窓口があっても相談が少ないということは、相談窓口の問題もあると思うので、連絡協議会で年間相談件数などのアンケートを取ったりして、少ないということは相談しづらかったり周知が足りないことだと思う。それと、問題は潜在化されていて、問題であると認識していない方もいるので、職場や子どもなど分野ごとに相談事例や問題の可能性をQ&Aにして、問題であることがわかるようにするのもいいと思う。これらは、実施主体がやることであるが、市で全体の調整をして、会議の中で具体的な取組、効果や問題などを共有したらいいと思う。

事務局

進捗のことであったり、定期的な振り返りは必要だと思う。組織化されたら、情報を持ち寄って状況を把握することもできる。組織化については検討が必要と思っているので、取組んでいきたい。

午前 11 時 40 分 終了